

議員の寄附は禁止されています

みなさんのご協力をお願いします

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と有権者とのつながりはとても大切です。

しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

政治家の寄附禁止

選挙の有無に関わらず、市議会議員などの政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、特定の場合を除いて一切禁止されています。

有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭の贈答なども寄附行為となります。

禁止されている寄附（例）

- 病気見舞
- 祭りへの寄附や差入れ
- 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ
- 秘書などが代理出席しての結婚祝や香典
- 葬儀の花輪、供花
- 落成式、開店祝いの花輪
- 町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入れ
- 入学祝、卒業祝
- お中元、お歳暮

後援会の寄附禁止

政治家の後援会などが行う寄附も禁止されています。

ただし、「後援団体の設立目的により行う行事または事業に関する寄附」は例外ですが、花輪、香典、祝儀などは禁止されています。

関係会社からの寄附禁止

政治家が役職員・構成員である会社や団体が、政治家の名前を表示して行う寄附や、政治家の名前などを冠した会社・団体がその選挙に関して行う寄附も、政治家の寄附同様に禁止されています。

実費が伴う行事や会費が必要とされる催しには、その旨をご案内状に明記してください。